鶴ヶ島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和２年７月３０日
令和５年３月２７日　変更
令和５年９月２５日　変更
令和８年８月２５日　変更

鶴ヶ島市農業委員会

第１　基本的な考え方

鶴ヶ島市農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、「農地等の利用の最適化の推進」に取り組むため、農業委員会等に関する法律第７条第１項に基づく指針として、具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、３年ごとに検証・見直しを行うものとし、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和４年２月２日付け３経営第２５８４号農林水産省経営局長通知、令和４年２月２５日付け３経営第２８１６号農林水産省経営局農地政策課長通知）」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第２　具体的な目標、推進方法及び評価方法

１．　遊休農地の発生防止・解消について

（１）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 （A）	遊休農地面積 （B）	遊休農地の割合 （B/A）
令和８年４月現在	387.72　ｈａ	14.81　ｈａ	3.82%
目　　標 （令和１１年度）	379.39　ｈａ	14.49　ｈａ	3.82%

注：解消目標については、農地の利用状況調査、近年の遊休農地解消面積及び「鶴ヶ島市都市農業振興計画（令和８年３月）」に準じて設定している。

（２）　遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員が連携し、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３０条第１項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第３２条第１項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実行する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第３４条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農地所有者及び農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを行う。

（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

２．　担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）　担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積（A）	農地利用集積面積（B）	集積率（B/A）
令和８年４月現在	387.72　ｈａ	29.43　ｈａ	7.59%
目　　標（令和１１年度）	379.39　ｈａ	78.72　ｈａ	20.75%

注：集積目標については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和５年９月）」に示す、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標に準じて設定している。

（２）　担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①地域における農業者等の話合いの活発化について

「地域計画」の作成・見直し等における地域ごとの人と農地の問題解決のための集落座談会など農業者等による協議の場を通じた話合いの活発化を図るため、農業委員及び推進委員も積極的に地域の協議に参加する。

②農地中間管理機構との連携について

農業委員会は市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止や縮小を希望する高齢農業者等の農地及び農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定等について

農地の利用の調整については、法人等を含めた担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、将来的に離農してしまう可能性のある農業者を把握するとともに、認定農業者等への農地流動化情報を提供し、農地利用集積活動を行う。

（３）　担い手への農地利用集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３．　新規参入の促進について

（１）　新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （経営面積①）	新規参入者数（法人） （経営面積②）	新規参入者数 （①＋②）
令和８年４月現在	１９　経営体 （６．２　ｈａ）	９　経営体 （４．３　ｈａ）	２８　経営体 （１０．５　ｈａ）
目　　標 （令和１１年度）	２１　経営体 （９．５　ｈａ）	１０　経営体 （４．５　ｈａ）	３１　経営体 （１４．１　ｈａ）

注：目標については、「鶴ヶ島市都市農業振興計画（令和８年３月）」に示す目標値に準じて設定している。なお、新規参入者数の経営体数については累計値としている。

（２）　新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

農協・農林振興センター等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②農業委員会のフォローアップ活動について

農業者の高齢化により耕作放棄地となりうる農地等の情報や遊休化のおそれのある農地の情報を把握し、新規就農等を促進する活動を行う。また、新規就農者の受入れに関し、各種補助制度のあっせんや農地の確保等、積極的な支援を行うとともに、地域との受入条件の調整等の役割を担う。

（３）　新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。